

嘆願書

総務省 総合通信基盤局
電波部 電波政策課長 殿

インドネシアとの相互運用確認(アマチュア無線の相互主義に基づく開設・運用に関する諸外国との確認)に関する嘆願書

1. 両国友好のために日本とインドネシアとの相互確認を早期に実現させて下さい。

2. 現在インドネシアではASEAN加盟国、オーストラリア、アルゼンチン、ベルギー、カナダ、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、オランダ、スウェーデン、英国、米国と相互運用協定を結んでいて、右諸国のアマチュア無線家は一定の手続きを踏めばインドネシアでアマチュア無線局を開設・運用することが出来ます。

3. インドネシアと日本の関係は日々深まっており、また多くの日本人が同国を訪問しています。しかし、日本人に対しては相互運用確認がなされていない理由により、アマチュア無線局の開設・運用が許可されません。

平成 22 年 月 日

住所

氏名

----- 印